

役員等報酬規程

社会福祉法人 孝徳会

社会福祉法人孝徳会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人孝徳会の役員(理事・監事)及び評議員の報酬等について定めるものである。

(理事報酬の総額)

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間4,000万円以内とする。

(監事報酬の総額)

第3条 この法人の全監事の報酬総額は、年間60万円以内とする。

(常勤役員の報酬額)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1の基準額表に定めるとおりとし、評議員会において決定する。

(理事会及び評議員会の出席等)

第5条 非常勤理事及び監事が理事会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務及び評議員会出席にした場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

この規程は、令和3年4月1日より適用する。

別表1 役員報酬基準額表 (年俸月額)

1	300,000円	26	1,800,000円
2	400,000円	27	1,850,000円
3	500,000円	28	1,900,000円
4	600,000円	29	1,950,000円
5	700,000円	30	2,000,000円
6	800,000円	31	2,050,000円
7	850,000円	32	2,100,000円
8	900,000円	33	2,150,000円
9	950,000円	34	2,200,000円
10	1,000,000円	35	2,250,000円
11	1,050,000円	36	2,300,000円
12	1,100,000円	37	2,350,000円
13	1,150,000円	38	2,400,000円
14	1,200,000円	39	2,450,000円
15	1,250,000円	40	2,500,000円
16	1,300,000円	41	2,550,000円
17	1,350,000円	42	2,600,000円
18	1,400,000円	43	2,650,000円
19	1,450,000円	44	2,700,000円
20	1,500,000円	45	2,750,000円
21	1,550,000円	46	2,800,000円
22	1,600,000円	47	2,850,000円

23	1,650,000円	48	2,900,000円
24	1,700,000円	49	2,950,000円
25	1,750,000円	50	3,000,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円

別表3 (日額)

名 称	報 酬
理事・監事業務報酬	10,000円
評議員業務報酬	10,000円